

行橋市議会基本条例

目次

- 第1章 目的及び活動原則（第1条—第3条）
- 第2章 議会の組織構成（第4条—第8条）
- 第3章 市民との関係（第9条・第10条）
- 第4章 市長等との関係（第11条—第14条）
- 第5章 議会の運営（第15条—第18条）
- 第6章 議会事務局及び議会図書室（第19条・第20条）
- 第7章 議員定数及び議員報酬（第21条）
- 第8章 補則（第22条）

附則

第1章 目的及び活動原則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨に基づき、議会が市政における唯一の議決機関として、真の地方自治の実現をめざすため、行橋市議会（以下「議会」という。）及び行橋市議会議員（以下「議員」という。）の基本的事項及び責務について定めることにより、市民の負託に応え、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

【条文の解説】

地方自治の本旨（※1）に基づき、議会及び議員に求められる基本的事項や責務を明文化することにより、議会が市民に開かれた身近で信頼される存在となり、議会と議員の活動を活性化させることで、安全安心な、豊かなまちづくりの実現に貢献することを目的としています。

※1 「地方自治の本旨」（憲法第92条）は、「住民自治」と「団体自治」の2つの要素から成ります。住民自治とは、地方自治が住民の意思に基づいて行われることをいい、団体自治とは、地方自治は地方自治体に委ねられ、その団体自らの意思と責任の下で行われることをいいます。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、公開性及び公正性を確保し、説明責任を果たすため、市民に開かれた議회를めざす。

2 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、市長及び執行機関の長（以下「市長等」という。）の市政運営状況を監視する。

3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市政に反映させるための議会運営をめざす。

4 議会は、市民の市政への参加及び理解が高まるように議会運営及び情報発信を行う。

5 議会は、議会の役割を追求し、常に議会改革に努める。

【条文の解説】

この条文は、第1条で定めた目的を達成するため、議会の活動原則を定めています。

1. 議会は、市民を代表する機関であることを常に自覚し、市民に開かれた議회를めざし、議決事項の内容、および議決に至るまでの過程を明確に解りやすく示すようにします。議会は、市の最終的な意思決定である議決を行う権限を有していることから、議決内容と議決に至る過程を説明しなければなりません。

2. 議会は、市民によって直接選ばれた議員で構成されており、市民を代表する議事機関（審議し決定する機関）として、執行部（※）の市政運営をチェックする責務があることを規定しています。

※執行部とは、市長および教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会と、その職員を指します。

3. 議会は、市民の多種多様な関心や意見を集約し、市政に反映させるようにします。

4. 議会は、市民の市政への参加意欲と理解が高まるように、常に市民の感覚や視点を重視し、解りやすい言葉や表現を用いるとともに、適切な情報提供および情報の共有を図ります。

5. 議会は、市民に直接選ばれた議員で構成される合議制（行政機関の意思が複数の構成員の合議によって決定される制度）の議決機関として、その役割を継続的に改善、改革、活性化するよう努めます。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、議会が議論の場であること及び合議制の議決機関であることを十分に認識し、議員相互間の討議を尽くし、合意形成に努める。

- 2 議員は、個別の事案のみにとらわれず、市民全体の福利の向上をめざして活動する。
- 3 議員は、市政全般についての課題並びに市民の意見及び要望を的確に把握し、市政へ反映するよう努める。
- 4 議員は、自己の能力を高めるために研さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動をする。

【条文の解説】

この条文は、第1条の目的を達成するため、議員個人としての活動原則を定めています。

1. 議員は、議会が議論を尽くして意思決定する場であり、議会の意思決定が市政に大きな影響を及ぼすことを認識し、議員相互間における十分な議論をするよう努力しなければなりません。
2. 議員は、特定の団体や地域の個別事案だけでなく、市民全体の幸福と利益の向上のために活動します。
3. 議員は、市政全般についての課題や市民の意見・要望を把握するとともに、市民によって直接選ばれたという責務を自覚し、市民の代弁者として、その多種多様な関心や意見を市政に反映させるようにします。
4. 議員は、調査、研修、視察等を通じて、自らの資質と能力の向上のために日頃から研さんに努めます。

第2章 議会の組織構成

(議長及び副議長)

第4条 議会は、議長及び副議長の選出に当たり、所信表明する機会を設けることができる。

2 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、議会の品位を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

【条文の解説】

1. 議長および副議長の選出に当たっては、その職務に就こうとする者の意思や選出に至るまでの過程を市民に見えるようにします。
2. 議長は、議会を代表して一方の主義主張に偏ることなく職務をおこない、議会としての品格を保ちながら、議員相互間における議論をつくり、円滑で無駄のない議会運営をします。

(委員長)

第5条 委員長は、委員会における秩序保持に努め、議論を取りまとめる。

2 委員長は、委員長報告の作成に責任を持ち、質疑に対する答弁を行う。

【条文の解説】

1. 委員長は、委員長の責務を十分に果たさなければならないことを規定しています。
2. 委員会で、それぞれ付託された議案を議員間相互の討議を尽くし審議します。委員長は、審議された内容や結論について、市民に対し説明責任を果たします。

(全員協議会)

第6条 議会は、議会及び市政上の諸問題について協議し、全議員の意見を求め、または賛否を問うため、行橋市議会全員協議会を開く。

2 行橋市議会全員協議会について必要な事項は、別に定める。

【条文の解説】

1. 全員協議会は、議会および市政上の諸問題について協議し、全議員の意見を求め、賛否を問うことで、議決事件以外の事柄について議会としての意思決定をします。
2. 全員協議会の目的・構成・運営等については、現在、行橋市議会全員協議会規程（平成20年10月行橋市議会告示第2号）で規定しています。全員協議会は、地方自治法第100条第12項の協議等の場に位置づけられます。

○参考 地方自治法第100条第12項

議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。

(会派及び代表者会議)

第7条 議員は、議会活動を行い、政策等を議論するため、会派を結成することができる。

2 議会は、各会派間における意見調整、議会の人事及び市長提出の人事案件等の政治的案件を協議するため、代表者会議を置く。

3 前項の代表者会議において、各会派の代表者は、会派に所属しない議員の意見にも配慮する。

4 会派及び代表者会議について必要な事項は、別に定める。

【条文の解説】

1. 会派は、同じような意思を持つ議員で結成し、議会活動を行うことができます。
2. 代表者会議では、会派間の意見調整や議会の人事、市長提出の人事案件をはじめとする政治的案件を協議します。
3. 議員1人1人が市民の付託を得ていることを十分考慮し、代表者会議は、会派に所属しない議員の意見にも配慮することとします。
4. 会派および代表者会議の目的・構成・運営等については、現在、行橋市議会会派及び会派代表者会議規程（平成20年10月行橋市議会告示第3号）で規定しています。代表者会議は、地方自治法第100条第12項の協議等の場に位置づけられます。

○参考 地方自治法第100条第12項

議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。

(議会運営委員会)

第8条 議会は、議会の運営、会議規則、委員会に関する条例等及び議長の諮問に関する事項を調査し、これらに関する議案、請願等を審査するため、議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会について必要な事項は、別に定める。

【条文の解説】

1. 議会運営委員会の目的については、現在、地方自治法第109条第3項で定められています。
2. 議会運営委員会の構成・運営等については、現在、行橋市議会委員会条例（昭和31年行橋市条例第14号）で規定しています。

○参考 地方自治法第109条第3項

議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

- 一 議会の運営に関する事項
- 二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
- 三 議長の諮問に関する事項

第3章 市民との関係

(市民と議会の関係)

第9条 議会は、市民に分かりやすい議会活動をめざし、審査の過程、資料等の情報公開を行う。

- 2 議会は、秘密会の場合を除き、全ての会議を公開する。
- 3 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）における参考人制度を活用して、事案の関係者及び専門的識見を有する者の意見を議会の討議に反映させるよう努める。
- 4 議会は、広く意見を集めて議会の活動に反映させるよう努める。
- 5 議会は、議会活動について市民に報告し、市民と意見を交換する議会報告会を開く。なお、必要な事項は別に定める。
- 6 議会は、請願を審査するにあたり、請願者又は紹介議員からの説明の機会を設けることができる。

【条文の解説】

1. 議会の果たすべき重要な責務として、情報公開および市民に対する説明責任を徹底しなければなりません。
2. 議会は、本会議のほか、常任委員会、特別委員会、全員協議会等、すべての会議を原則公開とし、決定事項や議論の過程を市民と共有します。
3. 議会は、法律に基づく参考人制度を活用し、市民の意見や専門家による判断および評価を十分に聴取し、議員相互間の討議に反映させるよう努めます。
4. 議会はパブリックコメントやアンケートを活用し、広く意見を聴取し、議員相互間の討議に反映させるよう努めます。
5. 議会としての説明責任を果たすとともに、市民の多種多様な関心や意見を聴取する貴重な機会として、議会報告会を位置づけ、実施します。
6. 請願は、多種多様な意見を政策立案等に反映させる重要な提案であると位置づけ、必要に応じて、請願者または紹介議員による趣旨説明の機会を保障します。

(議会広報の充実)

第10条 議会は、時代に即した多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう、より分かりやすい議会広報活動に努める。

【条文の解説】

議会だより、市広報等、これまでの広報手段に加え、情報通信技術（ICT）の発達を踏まえ、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）、動画配信といった様々な広報手段を活用し、市民にとってよりわかりやすく、議会や市政により関心を持ってもらえるような広報活動に努めます。

第4章 市長等との関係

(議会の政策立案等)

第11条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し積極的に政策立案及び提言を行う。

【条文の解説】

議会は、執行部提案の議案の審議をするだけでなく、議員相互間の討議と議決を経て、条例の制定や議案の修正を行い、また、決議（※）等を通して提言を行います。

※決議とは、議会が行う事実上の意思形成行為で、政治的効果を狙い、あるいは議会の意思を対外的に表明することが必要である等の理由でなされる議決のことをいいます。

(質問、質疑の方式)

第12条 議員は、広く市政上の論点及び争点を明確にするため、議会における一般質問を一括方式又は一問一答の方式で行うことができる。

2 議会は、市長等に議員の質問及び質疑の趣旨に沿った的確な答弁を求める。

3 本会議及び委員会において、市長等は、議員の質問及び質疑に対して、議長又は委員長の許可を得て質問及び質疑の趣旨を聞くことができる。

4 議会は、会期中又は閉会中にかかわらず、市長等に対し文書による質問を行い、回答を求めることができる。なお、必要な事項については別に定める。

【条文の解説】

1. 本会議の一般質問は、現行の一括質問・答弁方式か、一問一答方式のいずれかで行います。
2. 議会は、執行部（市長、その他の執行機関）が建設的な議論を展開する責任があることを認識し、議員の質問（※1）および質疑（※2）の趣旨を踏まえ、限られた時間の中で適切かつ的確な答弁を求めるよう努めます。

※1 質問とは、執行部の事務全般にわたり、事務の執行状況および将来に対する方針等について問いただすことをいいます。

※2 質疑とは、議題となっている議案の説明や委員長報告等に対し、疑問点を問いただすことをいいます。質疑では、自己の意見を述べることはできません。
3. 執行部は、議長および委員長の許可に基づき、議員の質問や質疑に対して、その趣旨を確認することができます。
4. 議会は、会期中または閉会中にかかわらず、執行部に対する質問書を市長に提出し、執行部からの文書による回答を求めることができます。

(予算及び決算の審議)

第13条 議会は、予算及び決算に関する特別委員会を設置することができる。

2 議会は、次に掲げる項目をふまえ、十分な予算及び決算の審議を行う。

- (1) 施策又は事業の必要性及び実施の背景
- (2) 施策又は事業の目的
- (3) 成果目標
- (4) 施策又は事業の対象
- (5) 実施方法
- (6) 施策又は事業の内容
- (7) 関連する事業の有無
- (8) 費用及び財源内訳

【条文の解説】

議会は、予算案および決算を審議するにあたっては、より深い審議を行うため、上記8項目を踏まえて行います。

(市長等への出席要請)

第14条 議長は、審議における説明の必要性に基づいて市長等へ出席要請を行う。

【条文の解説】

議会は、議員による議論の場であるため、執行部が不在でも会議を行うことができます。議長は、執行部の本会議および委員会への出席について、その必要性を十分に勘案して要請を行います。

第5章 議会の運営

(議員の政治倫理)

第15条 議員は、市民全体の奉仕者及び特別職公務員としての倫理性を自覚し、自己の地位による影響力を行使して自己の利益を図らないよう、行橋市政治倫理条例（平成7年行橋市条例第19号）に定める倫理規準を遵守しなければならない。

【条文の解説】

議員は、市民全体の奉仕者として品位と名誉を損なうような行為、市民の疑惑を招くような行為を慎み、議員に求められる倫理性や責務を正しく認識し、自己の地位による影響力を行使して自己の利益を図らないよう、政治倫理条例を遵守した活動を行います。

(研修及び視察)

第16条 議会は、議員の資質及び議会の政策立案能力の向上を図るため、研修会等の充実に努める。

- 2 議員は、研修及び視察の内容を活かし、積極的に政策立案及び提言を行うように努める。
- 3 議会は、研修及び視察に要した費用及び活動状況を市民に公開する。

【条文の解説】

1. 議会は、議員の政策立案能力をはじめとする資質の向上のため、議員研修を充実するよう努めなければなりません。
2. 議員は、視察や研修を通じて、市政の課題をより広い視点で捉え、政策を立案し、一般質問や意見書等を通じて提言を積極的に行うよう努めます。
3. 議会は、公正性、透明性、効果の検証の観点から、公費による委員会視察、各種研修に要した費用及び活動の状況を市民に公表します。

(政務活動費)

第17条 議員は、別に条例で定めるところにより交付を受けた政務活動費を、適正に執行し公開する。

【条文の解説】

1. 議員は、政務活動費を適正に執行しなければなりません。政務活動費については、現在、行橋市政務活動費の交付に関する条例（平成13年行橋市条例第12号）で規定しています。
2. 議会は、政務活動費の公正性および透明性を確保し、市民から疑義が生じないよう、収支報告書及び領収書類を公表します。
3. 議会は、政務活動費による各議員の活動状況を市議会だよりやホームページ等を通じて市民に報告します。

(議会費)

第18条 議会は、適正な議会の活動費を確立するため、議長交際費を含めて、議会費の使途を公開する。

【条文の解説】

議会は、議会に関する予算や決算について、ホームページ等を通じ、広く市民に公開します。

第6章 議会事務局及び議会図書室

(議会事務局の充実)

第19条 議長は、議会及び議員の政策立案機能を高めるため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化に努める。

【条文の解説】

議会事務局職員の任命権者である議長は、議会および議員の政策立案機能を高めるため、議会事務局の調査機能や法務機能の充実強化を図るよう努めます。将来的には、大学研究機関や専門家との連携も視野に入れます。

(議会図書室の設置)

第20条 議会は、議会図書室を設置する。

2 議会は、議員の政策立案能力の向上を図るため、図書の実に努める。

【条文の解説】

1. 議会は、地方自治法第100条第19項に基づき、議会図書室を設置しています。
2. 議会図書室では、官報、公報、刊行物、過去の会議録の保管に加え、議員の政策立案能力の向上を図るため、関連図書の充実努めます。

○参考 地方自治法第100条第19項

議会は、議員の調査研究に資するため、図書室を附置し前二項の規定により送付を受けた官報、公報及び刊行物を保管して置かなければならない。

第7章 議員定数及び議員報酬

(議員定数及び議員報酬)

第21条 議員定数及び議員報酬については、別に条例で定める。

【条文の解説】

現在、議員定数については、行橋市議会議員定数条例（平成14年行橋市条例第29号）で、また、議員報酬については、行橋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和32年行橋市条例第6号）で規定しています。

第8章 補則

(議会改革及び条例改正)

第22条 議会は、この条例を定期的に検証し、社会情勢等の変化により新たに生じる市政の課題に適切かつ迅速に対応するため、継続的な議会改革に取り組む。

2 議会は、議会に関する他の条例等の改正が必要と認められる場合は、本条例の趣旨をふまえ適切な措置を講じる。

【条文の解説】

1. 議会は、本条例の目的が達成されているかを定期的に検証し、普段から改善、改革、活性化を推進するよう努めます。また、そのための委員会等を設けることができます。
2. 議会は、本条例の目的が達成されているかを検証した結果、必要に応じて、議会に関する他の条例、規則、告示（※）を改正します。

※議会が定める規則として、行橋市議会会議規則があります。

議長が定める規則として、行橋市議会傍聴規則があります。

その他、議会運営上必要なルールを規程として定め、告示の形式で外部に示しています。

3. 議会は、本条例の目的が達成されているかの検証結果や、市民の意見、社会情勢の変化等を総合的に勘案し、本条例の規定について検討を重ねた結果、改正が必要と判断した場合は、条例改正の措置を講じます。